

平成 30 年度 茨城県コンテンツ活用ブランド力UP補助金 募集要項

1 目的

茨城県では「コンテンツ産業創造プロジェクト」を通じて、県内のクリエイターを育て、クリエイターが生み出すコンテンツ等を活用することで、県内産業を活性化することを目指しています。そこで、県内事業者の皆様が、県内のクリエイターとともに自社事業にコンテンツ等を活用し、商品やサービスの高付加価値化、販路拡大、ブランディングなどを図る取組に対してその制作費用の一部を補助し、県内事業者にとっては競争力強化を、県内のクリエイターにとってはコンテンツ関連市場の拡大を図ることを目的としています。

2 定義

- (1) 「コンテンツ等」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に掲げるもののほか、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社又は個人をいう。
- (3) 「会社」とは、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。
- (4) 「士業法人」とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。
- (5) 「県内事業者」とは、茨城県内に本社もしくは主たる事務所を有する法人（大企業（中小企業者に該当しない会社）を除く。）、個人をいう。ただし、法人のうち、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している法人、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人は除く。
- (6) 「事業者グループ」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 2 以上の県内事業者により構成されるグループであって、事業の実施に関する協定を締結している、又は、運営規約に基づく事務処理体制が確立している等、グループの能力から有限会社つくばインキュベーションラボ（以下「事業管理支援者」という。）が実施主体として認めるものであり、且つ、中核的役割を担う代表事業者及び総構成員の 3 分の 2 以上が県内事業者者に該当するもの。
 - ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であって、総組合員の 3 分の 2 以上が県内事業者者に該当するもの。
- (7) 「県内クリエイター等」とは、茨城県内に本社を有し、コンテンツ等の事業を営む中小企業者又は茨城県内に活動拠点を置く個人のクリエイターをいう。

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社の経営課題を解決する（新規商品やサービス等の開発、既存商品やサービス等の高付加価値化、販路の拡大、業務効率化を図るための自社業務の改善、ブランディング等）ために、県内クリエイター等と連携し、新たにコンテンツ等の活用を行う取り組みで、他の事業者にとって参考となるコンテンツ等活用のモデルケース（先進的な知的財産活用事例等）になりうると事業管理支援者が認めた取り組みとします。

なお、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する性的なものや差別的なものを強調するなどの反社会的な行為、犯罪的行為もしくはそれらに結びつく又はそれらを引き起こす可能性があるると判断されるものなど）については対象となりません。

4 補助対象者

この公募に応募できる者（以下「補助対象者」という。）は、県内クリエイター等を活用して補助対象事業を行う、県内事業者及び事業者グループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除きます。

- (1) 連携する県内クリエイター等も含め、県税を滞納している者
- (2) 連携する県内クリエイター等も含め、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定による茨城県における一般競争入札等の参加制限を受けている者

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象者が、補助対象事業の実施において、補助対象期間（「7」を参照のこと）内に発生する下記に掲げる費用を、県内クリエイター等に対して支払う経費等であって、必要かつ適当と認める経費とします。

業務委託費	■ 県内クリエイター等に支払う業務委託費 ただし、県内クリエイター等が他のクリエイターに再委託（外注）する場合は、再委託費が業務委託費の 50%を超えないこと。
その他	・ 上記のほか、事業管理支援者が必要かつ適当と認める経費

※補助対象経費にかかる注意事項

- ① 業務委託費に関わる契約や成果品の取得は補助対象期間内に終了していること。
- ② 業務委託費として県内クリエイター等に支払う費用のうち、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外します。同様に、その他の経費として支出する費用のうち、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外します。
- ③ 補助対象経費となるのはコンテンツの制作に係る費用であり、以下に掲げる経費については補助対象経費から除外します。
 - ・ 本事業により制作したコンテンツの活用に係る経費（チラシ、ポスターの印刷費、パッケージ、キャラクターグッズ、着ぐるみ等の制作費、WEB 通信費、DVD 複製費等）
 - ・ 消耗品、広告宣伝に係る費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通の経費
 - ・ 食糧費、接待費等の個人消費的経費

- ・補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等に係る経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
- ・事業者グループが補助対象事業を実施する場合、事業者グループを構成する事業者間（他の事業者を経由した場合も含む。）で支払う経費
- ・「中小企業団体の組織に関する法律」第 3 条第 1 項に定める事業協同組合等を設立する場合、その設立に関する経費

6 補助金額等

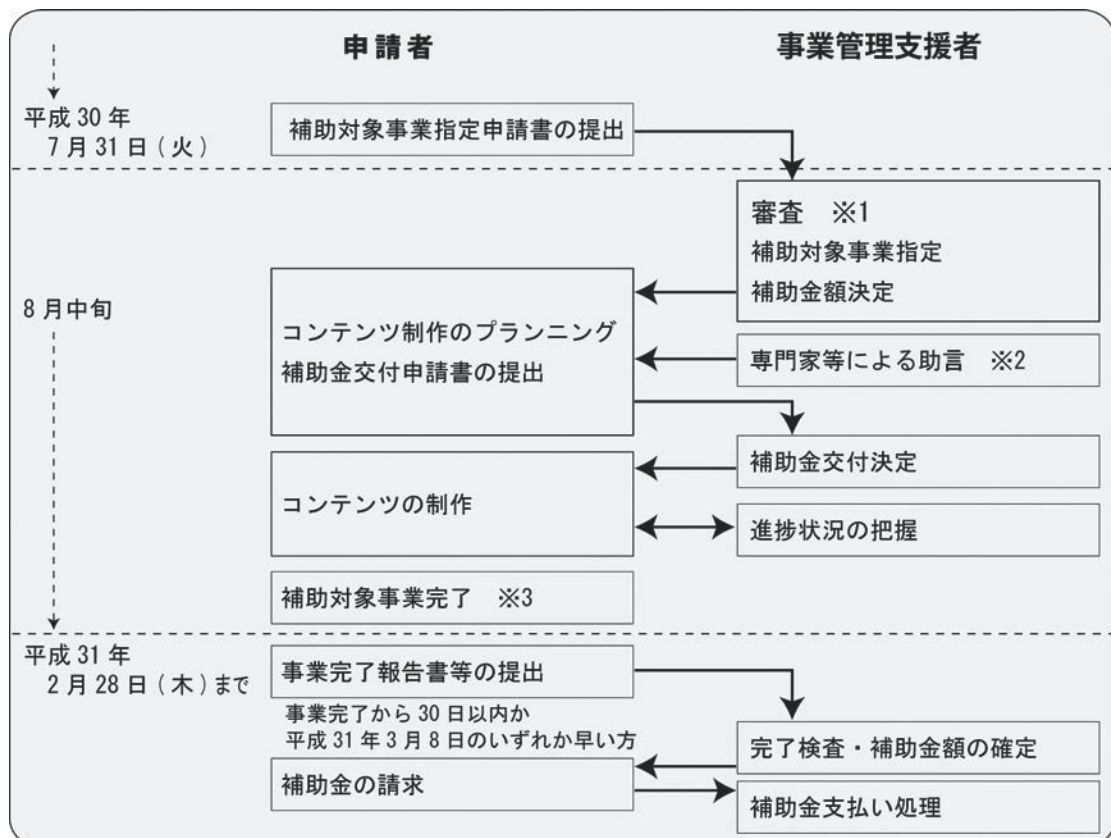
- (1) 補助額 100 万円以内（1 円未満切り捨て）
- (2) 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内
- (3) 採択案件 予算の範囲内（500 万円以内）で交付する

7 補助対象期間

補助対象事業指定通知日から平成 31 年 2 月 28 日までに終了するものとします。

なお、補助対象期間内に、経費の支払が完了していることが条件となります。（事業終了後の手続きは「11」を参照）

8 本補助金の流れ



- ※1：申請書類による審査に加え、面接による審査を実施します。
- ※2：適時事業の再検討を行うとともに、必要に応じて専門家等による助言を受けることが可能です。
- ※3：業務委託費に関わる契約や成果品の取得が終了し、経費の支払が完了していることが条件になります。

9 応募書類の提出について

(1) 補助対象事業指定申請に係る提出書類

- ・【様式1】 補助対象事業指定申請書
- ・【様式2-1】 事業計画書
注) 事業名、事業の内容（現状の課題とその解決策及び改善目標など）、事業の効果（コンテンツ等活用により期待される事業成果など）を記載する。
- ・【様式2-2】 事業実施におけるスケジュール
- ・【様式2-3】 事業費予算書
注) 事業費予算書には、経費の確証となる県内クリエイター等が発行する見積書等を添付する必要があります。なお、添付する見積書は、一式見積もりではなく、補助対象事業の中でどのような役割を担うものか（何のために使うのか）が判別できるものである必要があります。
- ・【様式2-4（企業用又は個人用）】
業務委託先となる県内クリエイター等の企業概要または個人プロフィール様式2-4に加えて、下記書類を添付すること。
業務委託先となる県内クリエイター等の県税の納税証明（税金の未納のないことの証明、発行後3ヶ月以内のもの）
- ・【様式3】 申請者の企業、団体概要
- ・申請者の登記簿謄本（現在事項証明：発行後3ヶ月以内のもの）、定款、パンフレットなど
注) 事業者グループで申請する場合には、グループの規約・協定書等の提出を求める場合があります。
- ・申請者の直近年度の決算報告書の写し
- ・申請者の県税の納税証明（税金の未納のないことの証明、発行後3ヶ月以内のもの）
- ・補助対象事業指定申請に係る書類は、原本の提出に加えて、下記書類の電子データをあわせて提出すること（メール添付での提出も可）。

<電子データ提出対象書類>

様式1（印影は不要）／様式2-1／様式2-2／様式2-3／様式2-4／様式3

(2) 補助対象指定申請書の提出期限

平成30年7月31日（火） 17:00 必着

(3) 補助金交付申請に係る提出書類

補助対象事業の指定を受けた者は、下記の書類を提出してください。

- ・【様式5】補助金交付申請書

※以下は、補助対象事業指定申請時と変更がある場合のみ提出してください。

- ・【様式6-1】事業計画書
- ・【様式6-2】事業実施におけるスケジュール
- ・【様式6-3】事業費予算書
- ・【様式6-4（企業用又は個人用）】

業務委託先となる県内クリエイター等の企業概要または個人プロフィールの追加分
様式6-4に加えて、下記書類を添付すること。

業務委託先となる追加の県内クリエイター等の県税の納税証明（税金の未納のないことの証明、発行後3ヶ月以内のもの）

- ・【様式7】 補助対象事業の指定を受けた企業、団体概要
- ・様式7に係る企業、団体の登記簿謄本（現在事項証明：発行後3ヶ月以内のもの）、定款、パンフレットなど
- ・様式7に係る直近年度の決算報告書の写し
- ・様式7に係る県税の納税証明（税金の未納のないことの証明、発行後3ヶ月以内のもの）
- ・交付申請に係る書類は、原本の提出に加えて、下記書類の電子データをあわせて提出すること（メール添付での提出も可）。

<電子データ提出対象書類（提出した場合に限る）>

様式5（印影は不要）／様式6-1／様式6-2／様式6-3／様式6-4／様式7

(4) 補助金交付申請書の提出期限

事業管理支援者から別途通知する。

10 審査

補助対象事業の指定にあたっては、事業管理支援者の要件審査を経て、事業管理支援者が組織する審査委員会にて、書類審査及び面接審査により、下記の観点を勘案し、決定いたします。

面接審査実施日：平成30年8月7日（火）

※ 面接審査は、応募書類「9(1) 補助対象事業指定申請に係る提出書類」の記載内容を具体的にご説明いただき、審査員の理解を深めることを目的に実施するものです。

※ 開催場所及び時間帯は、決まり次第通知します。

補助対象事業指定通知は、平成30年8月中旬の予定です。

<審査基準>

- (1) 本補助金の応募の目的、申請者の現状・課題が明確であり、経営課題を解決するための適切なコンテンツ等活用の取り組みであること。
- (2) 実施スケジュールが妥当であり、事業予定期間内に完成すること。
- (3) 事業実施のための予算等が確保されており、事業の実現可能性が高いこと。
- (4) 補助金を活用する商品・サービス等が独自性や新規性を有し、地域・業界への波及効果が見込まれる等、コンテンツ等活用のモデルとなるものであること。
- (5) 事業成果が、申請者の今後の継続的な事業展開に資すると認められること。
- (6) 申請者及び申請者と連携するクリエイター等に意欲、提案力等があること

11 事業の終了と補助金交付

補助金の交付は、原則精算払いとなります。事業終了後に「事業完了報告書」、「事業実績報告書」及び精算に必要な書類等を提出していただき、実施結果を検査等による確認の上、最終的な補助金額を確定、交付します。

事業は最長でも平成31年2月28日までに終了してください。

事業完了報告書、事業実績報告書、成果物（制作したコンテンツ等又はそれが分かる写真、電子媒体等）、支払を証する証拠書類等の必要書類の提出期限は、事業完了後30日以内か平成31年3月8日のいずれか早い日となります。

精算の際には、補助対象経費に関する見積書、契約書、発注書、納品書、請求書、領収書等の経理書類の添付が条件になります。

事業の遂行・完了のための手続きについては、補助金の交付決定後、補助事業者に対して書式・説明資料を送付いたします。

12 注意事項

(1) 情報の公開

補助金の交付を決定した補助対象事業については、原則として、県内事業者名、連携する県内クリエイター等名、事業名、事業の概要等を一般に公表します。

(2) 事業終了後の報告義務

補助金の交付を決定した補助対象事業については、当該年度を含め3年間、コンテンツ等活用の状況とその後の事業状態の変化についてヒアリングをさせていただきます。

(3) 県主催事業への協力

補助金の交付を決定した補助対象事業については、県が主催する成果普及等の事業を実施する際に協力（実施報告及びセミナー講師等）させていただきます。

13 その他

- 申請書類の様式は以下のホームページからダウンロードできます。
<http://www.i-contents.jp/>
- 応募資格・要件その他については、「茨城県コンテンツ活用ブランド力UP補助金交付要綱」の定めるところによります。
- 国・県など、他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、申請を行うことはできません。
- 申請書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
- 申請書類の取り扱いは厳重に行います。

14 応募・問い合わせ先

【事業管理支援者】

有限会社 つくばインキュベーションラボ

つくば市竹園3-21-2

TEL.:029-860-5188 FAX:029-858-8777 E-mail:mail@tincl.com

※事業管理支援者は茨城県から「コンテンツ産業創造プロジェクト事業業務」を受託しており、本補助金は当プロジェクトの一環として実施するものです。

付則

- H30.5.30 「10 審査」について一部修正